

鈴鹿市官民連携型公園計画策定調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月15日

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課

1 業務委託目的

鈴鹿市（以下「市」という。）では、これまで以上に効果的かつ効率的な公園整備や管理運営を行い、公園の魅力を高め、市民サービスの向上に努めるために、官民連携による事業が必要と考えています。

本調査業務は、令和5年度に実施したサウンディング型市場調査を参考に、事業者等が持つ官民連携についての実績や専門的知見等を積極的に取り入れ、官民連携事業の候補となる鈴鹿フラワーパーク及びその周辺の公園について、市場性や採算性について詳細な調査を行い、最適な事業の実施方針及び事業者の公募条件等の検討を実施します。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

鈴鹿市官民連携型公園計画策定調査業務

(2) 業務内容

「鈴鹿市官民連携型公園計画策定調査業務 参考仕様書」(以下「仕様書」)のとおり

(3) 履行期限

契約の日から令和7年3月26日(水)

(4) 契約限度額

27,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号

4 参加資格に関する事項

参加者は、参加資格確認申請書提出日から、下記6(5)の資格審査の結果通知予定日までの期間において、鈴鹿市入札参加資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登録されているほか、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱(平成11年鈴鹿市告示第148号)に基づく資格停止を受けていないこと。

- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

5 実施スケジュール

項目	日程
1 公募開始	令和6年4月15日(月)
2 参加表明書 提出期限	令和6年4月23日(火)
3 質問書 提出期限	令和6年4月23日(火)
4 質問書に対する回答	令和6年4月26日(金) ※市 Web. ページで公表
5 参加資格確認結果通知	令和6年4月26日(金) ※欠格通知
6 企画提案書 提出期限	令和6年5月21日(火)
7 一次審査	令和6年5月下旬～6月上旬(予定)
8 一次審査結果通知書	令和6年5月下旬～6月上旬(予定)
9 二次審査	令和6年5月下旬～6月上旬(予定)
10 本審査結果通知	令和6年6月上旬～中旬(予定)
11 見積合せ	令和6年6月上旬～中旬(予定)
12 契約締結	令和6年6月上旬～中旬(予定)

6 企画提案者の参加表明の手続き等

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年4月23日(火) 17時15分まで

(2) 提出場所

「15 事務担当」に記載の住所

(3) 提出方法

上記(2)の提出場所に、参加表明書兼誓約書(様式1)を1部提出(郵送又は持参)。

※郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

(当日必着)

※持参については、開庁日のみ

(土日祝除く平日8時30分～17時15分)

(4) 企画提案参加予定者の資格審査

提出された参加表明書兼誓約書(様式1)により、上記4「参加資格に関する事項」の有無について審査を行います。

(5) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、申請者の参加資格がないと認めた場合のみ、令和6年4月26日（金）17時15分までに各申請者あてに電話連絡を行い、文書で通知します。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月23日（火）17時15分まで

(2) 提出方法

本業務に関する質問は、質問書（様式2）に記載し、電子メール、FAXまたは郵送にて提出してください。

電子メールの件名は、【公園計画策定調査質問】としてください。

FAXの場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。

※提出先は、「15 事務担当」もしくは様式2を参照

(3) 質問に対する回答

令和6年4月26日（金）17時15分までに全ての質問について、鈴鹿市Web. ページに掲載します。また、「15 事務担当」窓口にて閲覧いただくことも可能です。

※ご質問いただいた方に個別に回答することはありませんので、あらかじめご了承ください。

ただし、質問者のアイディア、ノウハウ等に関わる部分など、他の参加予定者に周知されることにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答する場合があります。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、上記6（4）の資格審査において参加資格があると認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出期間等

ア 提出期限 令和6年5月21日（火）17時15分必着

イ 提出場所 「15 事務担当」

ウ 提出方法 郵送又は持参。

※郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。（当日必着）

※持参については、開庁日のみ（土日祝日除く平日8時30分～17時1

5分)

※参加資格があり、企画提案書提出を辞退する場合には、参加辞退書（様式3）を提出してください。

(3) 企画提案書等（参考見積書含む）の内容及び提出部数

ア 全般的な事項

(ア) 原則、A4版横書き、左綴じ（ホチキス留め）、両面印刷とする。

（カラー印刷可）

A4版に収まらない場合は、A3版まで可能とし、横折込としてください。（A3でも1ページとカウントします。）

(イ) 文字の大きさは、12ポイント以上とする。（図面、図表等は除く）

(ウ) ページ番号を各ページに印字し、提案内容ごとにインデックスを付した上で提出してください。

(エ) 具体的で分かりやすい記載としてください。

専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載してください。

なお、理解しにくい用語や専門用語は、脚注を付記してください。

(オ) 提出部数

6部

イ 企画提案書提出届（様式4）

ウ 企画提案書（任意様式）

(ア) 6ページ以内としてください。

(イ) 本業務の参考仕様書と、提案者が提案する内容、考え等が異なる場合には、その変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明記してください。

なお、本業務においては、独自や追加の提案についても評価対象としており、本業務の目的と提案事業者の実績や先進自治体の前例などから鑑みた、よりの確な分析調査ができるような、具体的な提案をしてください。

エ 実施方針（任意様式）

(ア) 2ページ以内としてください。

(イ) 本業務の実施方針、実施にあたっての課題や留意点を簡素に記入してください。

オ 業務受託実績書（様式5）

(ア) 過去5か年度（令和元年度から令和5年度）に同種業務の実績を次の順位で3件まで記入してください。

①都市公園におけるPFI導入可能性調査業務またはPFIアドバイ

ザリー業務

② 1 以外

(イ) 記入した実績が確認できる、当該業務の契約書等の写しを添付してください。

カ 業務実施体制調書（様式 6）

(ア) 本業務の実施体制について、簡潔に記入してください。

(イ) 各担当者の具体的な関わり方を「備考」へ記入してください。

キ 配置予定者経歴等（様式 7）

(ア) 配置予定者の保有資格や業務実績、手持ち業務の状況を記入してください。

(イ) 業務実績は、過去 5 か年度（令和元年度から令和 5 年度）のものとし、書ききれない場合は、適宜行を追加してください。

(ウ) 手持ち業務の状況（参加申込日現在）は、500 万円以上の業務について記入してください。

ク 業務工程表（任意様式）

業務の工程について、簡素に記入してください。

ケ 参考見積書（任意様式）

参考見積書には内訳を記載してください。なお、内訳項目の一例として次に示します。

(ア) 基礎条件の整理

(イ) 市場調査

(ウ) 概略プランの検討

(エ) 事業手法の検討

(オ) 事業者募集に係る検討

(カ) その他

(キ) 報告書の作成

(ク) 見積金額については、消費税及び地方消費税は 10% として含めてください。

見積金額は、契約限度額を超えることはできません。

9 優先交渉権者の選定

審査は、提出された企画提案書等とプレゼンテーションにより、評価基準に基づいて、別に設置する「鈴鹿市官民連携型公園計画策定調査業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）（非公開）が行います。

(1) 企画提案書等を審査する選定委員会

本参加仕様書等に基づき提出された企画提案書等については、選定委員会

において、総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

(2) 多数の企画提案があった場合

企画提案書の提案事業者が5者を超えた場合には、事務局による書面審査（一次審査）にて上位5者に絞るものとします。

なお、書面審査を実施した場合には、結果について、下記(3)のプレゼンテーションまでに各提案者（担当者）あてに電話連絡し、文書で通知を行います。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは5者以下で行い、選定委員会の審査（二次審査）により優先交渉権者を選定します。

提案事業者が5者以下の場合には、一次審査を省略し、二次審査を実施します。

なお、二次審査の概要は以下のとおり

ア 日時

令和6年5月下旬～6月上旬（予定）

イ 場所

鈴鹿市役所庁内の会議室（予定）

ウ 参加者

・市は、選定委員会委員及び鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課職員が参加します。

・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行います。

エ 時間

35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分程度を予定）

オ 使用機器等

・パソコンを使用する場合、モニター、HDMI ケーブル及び電源タップは市で準備します。その他の機器等は、企画提案者にて準備してください。

・使用機器等の準備及び撤収作業は、プレゼンテーション及び質疑応答の時間内に行ってください。

・使用機器等の設置、撤収及び操作は、企画提案者で行ってください。

カ 説明

プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書を元に説明してください。

・企画提案書等を踏まえた提案概要や全体像、提案ポイントを平素に説明してください。

キ 質疑応答

- ・委員会委員が提案者に対して、企画提案書等の提出資料及びプレゼンテーションの内容について質問を行ってください。
- ・説明者以外の方による回答は可能です。
- ・パソコン等の機器を使用して画像等を投影しながら回答することは可能です。

ク 通知等

日時等の詳細情報については、アの前週までに電子メールで通知します。

(4) 審査方法等

審査方法や審査基準の詳細については、「鈴鹿市官民連携型公園計画策定調査業務委託 公募型プロポーザル選定要領」（以下「選定要領」という。）によるものとします。

(5) 評価項目

企画提案書等の評価項目及び配点等は以下のとおり

ア 一次審査

- (ア) 業務実施能力 30/40
- (イ) 価格評価 10/40

イ 二次審査

- (ア) 業務実施能力 30/100
- (イ) 企画提案能力 60/100
- (ウ) 価格評価 10/100

※評価配点基準等詳細については、選定要領（別表1、2）を参照。

(6) 選定委員会において必要と判断した場合、補足資料の提出を求められます。

(7) 選定結果の通知及び公表

審査結果は、各企画提案者に書面で通知するとともに、市 Web. ページにおいて公表します。

10 契約手続き

優先交渉権者と市は、速やかに契約のため の諸条件や仕様内容の確認調整を行い、市が指示する期間内に上記2（4）「契約限度額」の範囲内による見積書を提出してください。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様反映するものとします。ただし、本業務の目的達成のため、必

要な範囲において、優先交渉権者との協議により契約締結段階で項目を追加、変更及び削除することがあります。また、これにより参考見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。

また、上記9による優先交渉権者の次点の提案者に対しては、優先交渉権者が契約に際し参加資格要件を満たさなくなった、辞退した場合等、契約ができない場合は、契約交渉相手として発注者から連絡することがあります。

なお、上記4による参加資格に関する諸条件は、契約に際しても同様に確認を行うものとします。

- (1) 契約書の作成の要否 「要」
- (2) 契約締結時期 令和6年6月上旬～中旬（予定）
- (3) 契約にあたっての主な留意事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除できるものとします。

- (4) 契約書
2通作成し、委託者及び受託者の双方が各1通を保有します。
- (5) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とします。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払時期

業務完了後、「成果品」を市で検査した後一括で支払います。

13 手続きにおいて使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によります。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は全て提案者の負担とします。
- (2) 提出された全ての書類は返却しません。
- (3) 企画提出書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、鈴鹿市は契約結果公表等に際し必要な場合には、企画提案書類の一部又は全部を提案者の許可なく無償で使用できます。
- (4) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

- (5) 提出された全ての書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）に基づき原則として情報公開の対象となります。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任者は提案者が負います。

15 事務担当

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課 管理グループ

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号（本庁舎10階）

電話番号：059-382-9025

FAX : 059-382-7615

電子メールアドレス：shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

電話での受付は、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで